神戸市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱

平成30年12月27日 局長決定

令和3年4月1日 改正

令和5年8月4日 改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市再生特別措置法(平成14年法律第22号。以下「法」という。)の規定 に基づく都市再生推進法人(以下「推進法人」という。)の指定等に関し、必要な事項を定め るものとする。

(指定の申請)

- 第2条 法第118条第1項の規定による推進法人の指定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、都市再生推進法人指定申請書(様式第1号)を市長に提出するものとする。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書類
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書類並びに事務所の所在地及び事務分担を記載した書類
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表又はこれらに相当する書類
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに相当する書類
- (7) 推進法人に指定される以前のまちづくり活動の実績を示す書類
- (8) 活動地域を示す図面
- (9) 法第119条に規定する業務に関する計画書
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(指定の基準等)

- 第3条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、申請者が次の各 号のいずれにも該当すると認めるときは、法第118条第1項の規定により、当該申請者を推進法 人として指定することができる。
 - (1) まちづくりの推進を活動目的としていること。
 - (2) 申請者又はその母体となっている組織に、まちづくり活動の実績があること。
 - (3) 神戸市内に事務所を有し、市内でまちづくり活動を行っていること。
 - (4) 法第119条の規定による推進法人の業務の全部又は一部を適切かつ確実に行うために必要な組織体制や人員体制及び必要な経費を賄うことができる経済的基礎を有していること。
 - (5) 関係行政機関や活動地域内の他の民間組織等と十分な連携と調整を図ることができると 認められること。
 - (6) 神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例(平成23年3月条例第29号)第2条第 1号に規定する暴力団でないこと並びに同条第2号に規定する暴力団員及びこれらのもの と社会的に非難されるべき関係を有する者が所属していないこと。

2 市長は、申請者を推進法人として指定した場合は、都市再生推進法人指定書(様式第2号)により当該申請者に通知するとともに、法第118条第2項の規定により公示するものとする。

(名称等の変更)

- 第4条 法第118条第3項の規定による変更の届出は、名称等変更届出書(様式第3号)により行うものとする。
- 2 市長は、法第118条第4項の規定により、前項の届出があったときは、当該届出に係る事項を 公示するものとする。
- 3 推進法人は、その業務の内容等を変更しようとするときは、あらかじめ業務変更届出書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

(事業の報告)

- 第5条 推進法人は、事業年度開始後、速やかにその事業年度の事業計画書及び収支予算書又は これらに相当する書類を市長に提出するものとする。
- 2 推進法人は、事業年度終了後、速やかにその事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表又はこれらに相当する書類を市長に提出するものとする。
- 3 市長は、法第121条第1項の規定により、業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、推進法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

(改善命令)

第6条 市長は、法第121条第2項の規定により、推進法人が業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、推進法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

- 第7条 市長は、推進法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第3条の規定による指定を 取り消すことができる。
 - (1) 前条の規定による命令に違反したとき。
 - (2) 第3条第1項第6号に該当しないこととなったとき。
 - (3) 第2条第1項の申請をした当時に第3条第1項第6号に該当していなかったことが判明したとき。
- 2 市長は、行政手続法(平成5年法律第88号)の規定により、前項の規定により指定の取消し を行う場合は、原則として、聴聞を行うものとする。
- 3 市長は、法第121条第4項の規定により、第1項の規定により指定を取り消したときは公示するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成30年12月27日から施行する。

(令和3年4月1日改正)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(令和5年8月4日改正)

この要綱は、令和5年8月4日から施行する。

都市再生推進法人指定申請書

年 月 日

)

神戸市長 あて

法人の住所

法人の名称

代表者氏名

(事務所の所在地

都市再生特別措置法第 118 条第 1 項の規定による都市再生推進法人の指定を受けたいので、 下記の書類を添えて申請します。

記

- 1. 定款
- 2. 登記事項証明書
- 3. 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書類
- 4. 法人の組織及び沿革を記載した書類並びに事務所の所在地及び事務分担を記載した書類
- 5. 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表又はこれらに相当する書類
- 6. 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに相当する書類
- 7. 都市再生推進法人に指定される以前のまちづくり活動の実績を示す書類
- 8. 活動地域を示す図面
- 9. 法第119条に規定する業務に関する計画書
- 10. その他、都市再生推進法人の業務に関し参考となる書類

都市再生推進法人指定書			
	第		号
	年	月	日
様			
神戸市長			
年 月 日付の申請については、神戸市都市再生推進法人の指定 扱要綱第3条第1項各号のいずれにも該当すると認められることから、都市 118条第1項の規定による都市再生推進法人として指定します。 都市再生特別措置法をはじめとする法令等を遵守し、都市再生のため適正 遂行してください。	i再生特	別措置	法第
1. 指定番号			
2. 法人の名称			
3. 法人の住所			
4. 事務所の所在地			
5. 業務			

		名称	等変更	届出書	年	Ę.	月	日
神戸市長あて								
都市再生推進法人の住所								
都市再生推進法人の名称								
代表者氏名								
(事務所の所在地)
都市再生特別措置法第 118 条第 3 項の規定により届け出ます。								
指定年月日·指定番号	年	月	日	第	号			
変更予定年月日	年	月	日					
変更する事項	□法人の名	3称	□法	人の住所	□事務所の所在は	地		
変更の内容	変更前							
	変更後							
変更の理由								

[※] 該当する□に、レ印を記入してください。

	業務変更届出書						丰	月	目	
神戸市長あて										
都市再生推進法人の住所										
都市再生推進法人の名称										
代表者氏名										
(事務所の所在地)	
神戸市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱第4条第3項の規定により届け出ます。										
指定年月日·指定番号	年	月	日	第	号					
変更年月日	年	月	日							
変更の内容	変更前									
	変更後									
変更の理由										